

岐阜市行政第18-4号
平成18年4月5日

教育委員会様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原 秀訓

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成17年6月13日付け岐阜市教委政第36号で諮問されたで諮問のあった岐阜市教育委員会が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

教育委員会（以下「実施機関」という。）が内申書及び処分説明書（以下「本件公文書」という。）のうち氏名等特定の個人が識別される部分を（以下「本件情報」という。）を非公開とした一部非公開処分は、その一部を取り消すべきである。また、本人申立書については、早急に決定を行うべきである。

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

平成17年4月12日付け岐阜市教委政第8号で実施機関が行った一部非公開処分は、取り消すべきである。

2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 飲酒運転に係る懲戒処分の公表は、他県等においては氏名、学校名を明らかにするケースが多く、開示されるべきである。
- (2) 職員懲戒等審査委員会に提出される文書には、教育委員会又は校長の意見書が存在するはずである。
- (3) 職員懲戒等審査委員会に提出された資料、議事録等について、処分がなされていないので決定をすべきである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件情報は、本件公文書のうち岐阜市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条第1項第2号に規定する個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるものに該当する「氏名」、「所属名」及び処分理由欄の特定の個人が識別され得る情報であり、公開条例の規定により一部非公開処分としたものである。
- (2) 自動車事故が発生した場合は、所属長の所見を記載する事故報告書を提出することとなっているが、当該報告書は、懲戒処分とは連動するものではなく、職員懲戒等審査委員会には提出されない。
- (3) 本人申立書については、公開請求の対象文書として認識がなかったので公開する。なお、職員懲戒等審査委員会の議事録は、作成されていない。

第4 当審査会の判断

1 本件公文書の性質

本件公文書は、職員に対して懲戒処分等を行う場合に、実施機関が作成すべき文書であり、また、実施機関が保有するものであり公開条例第2条

第1号の公文書に該当する。

2 公開条例第6条第1項第2号の該当性について

まず、本件公文書のうち個人が特定される情報は、懲戒処分すること自体は処分者の職務であることから、職務の遂行に係る情報に該当すると考えられなくはないが、被処分者の側から見れば、処分されることは職務ではないことは明らかであり、職務の遂行に係る情報に該当するとはいえず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、個人のプライバシーとして保護されるべき情報であり、公開条例第6条第1項第2号ウの公務員情報には該当しない。

一方、実施機関においては、人事院が平成15年11月に作成した「懲戒処分の公表指針」に準じ岐阜市が作成した「職員の懲戒処分の公表について」の基準により、本人が特定されない範囲内で、所属部名、職名、年齢、処分内容、処分日及び処分に至った事実の概要について公表が予定されている。

以上から、本件情報のうち、「学校名」「学年」「ホテル名」「休憩場所」「第三者役職名」及び「教育対象者の名称」については、本人が容易に特定され得るおそれがある情報とは認められないので、公開すべきである。ただし、その他の非開示部分については、公開条例第6条第1項第2号の規定に該当すると認められる。

3 文書の存否

(1) 本人申立書については、早急に決定を行うべきである。

(2) 実施機関が行った職員懲戒等審査委員会に提出される校長の意見書が存在しないことの説明に不自然さはなく、実施機関は保有していないと認められる。

4 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成17年	4月 5日	公文書公開請求
	4月12日	実施機関の一部非公開決定
	5月20日	不服申立て
平成17年	6月13日	諮問
	7月25日	実施機関に陳述書の提出依頼
	8月 5日	陳述書提出
	9月20日	陳述書の写しを不服申立人に送付
	12月 1日	不服申立人から意見書の提出
平成18年	12月 2日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	1月20日	審査会開催
	2月23日	審査会開催
	4月 5日	審査会開催。答申